

第2次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画 概要版

I. 計画の目的

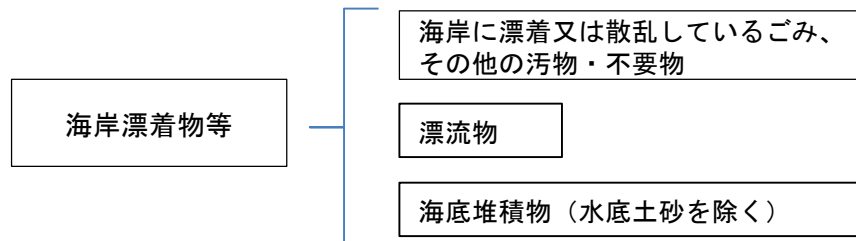
この計画は、海岸漂着物処理推進法に基づき、県・市町村・地域住民等が相互に協力して、海岸漂着物等対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とします。

II. 計画期間

この計画の期間は平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

III. 1 海岸漂着物等とは？

○この計画における「海岸漂着物等」とは次のものを指します。



○具体的には、流木、肥料袋等の農業系ごみ、漁網等の漁業系ごみ、ビン・カン・ペットボトルなどです。

III. 2 秋田県内における海岸漂着物等の状況・影響について

秋田県には約264kmの海岸線があり、白砂青松の浜辺、ダイナミックな岩礁などを有し、優れた自然景観を呈する地域の観光資源となっています。

しかし、県内の海岸には年間を通じて大量のごみが漂着しており、海岸漂着物等は海岸の景観や環境、地域産業などへ悪影響を及ぼす深刻な問題となっています。



本荘海岸



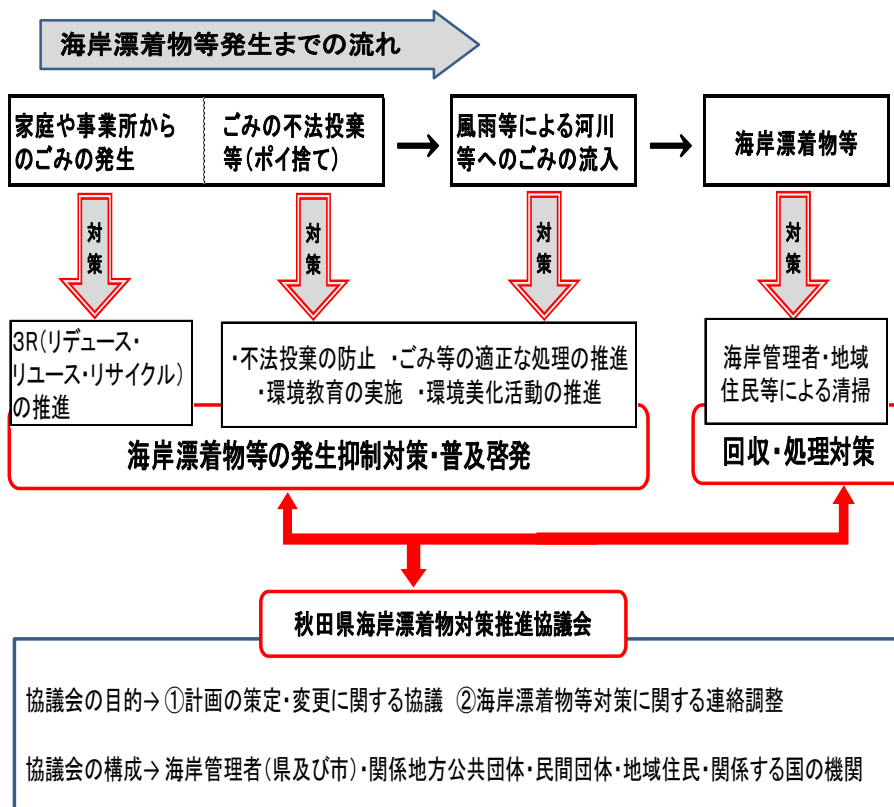
秋田海岸

IV. 1 海岸漂着物等の対策（全体図）

○海岸漂着物処理推進法の趣旨を踏まえ、次の2つを海岸漂着物等による問題の対策として実施します。

- ①県・市町村・地域住民等が役割を分担して協力し、「回収・処理対策を重点的に推進する区域（重点区域）」において、海岸漂着物等を回収・処理します。
- ②下記の全体図から見て取れるように、海岸漂着物等の発生源として、内陸部が挙げられることから、内陸部を含む県全体への海岸漂着物等の発生抑制対策・普及啓発します。

○海岸管理者（県及び市）・関係地方公共団体・民間団体・地域住民・関係する国の機関で構成する「秋田県海岸漂着物対策推進協議会」において、回収・処理と発生抑制の2つの対策に関して連絡調整を行います。



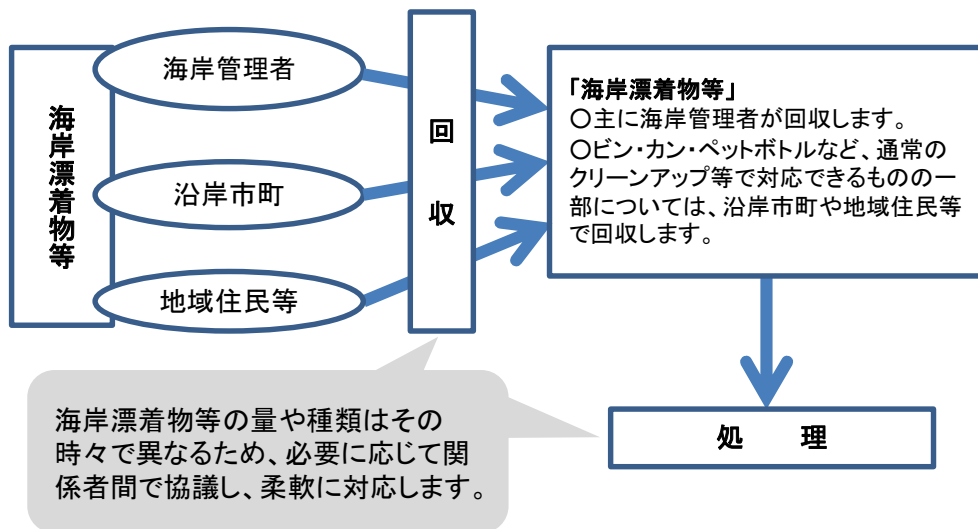
IV. 2 海岸漂着物等の回収・処理対策

○この対策は、重点区域（右図参照）内の海岸漂着物等を回収・処理することによって、漁業・観光産業・レクリエーション等としての海岸機能を保持することを目的とします。

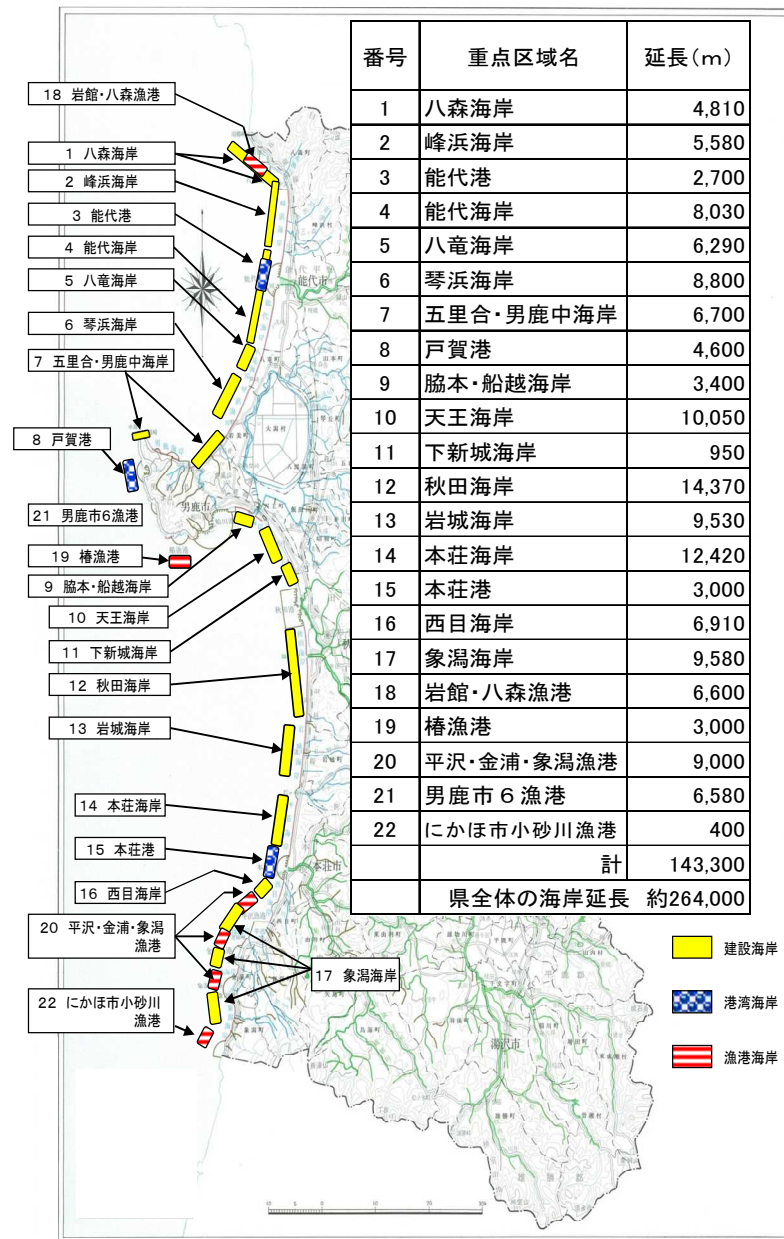
○回収・処理対策を重点的に推進する区域（重点区域）とは？

重点区域とは、海岸漂着物等に起因する悪影響の深刻度が高い区域であり、なおかつ県や市などの海岸管理者が地域住民等と連携して協力することで回収・処理を実施する意向がある区域をいいます。各重点区域における対策等の詳細については計画の6ページ以降に記載しています。

対策における関係者連携イメージ図



重点区域一覧図



回収

→

運搬

→

処理



Ⅳ. 3 海岸漂着物等の発生抑制対策・普及啓発

○この対策は海岸漂着物等の現状を広く周知し、散乱ごみを減少させるなどして、海岸機能を阻害する海岸漂着物等の発生を抑制することを目的とします。

○海岸漂着物等の問題に対する県民の認識及び発生抑制対策の課題

平成27年度県民意識調査結果（次表のとおり）から、県内陸部では海岸漂着物等の問題認識が希薄であることが分かりました。このことから、海岸漂着物等の発生抑制には、問題認識が低い県内陸部を含めた県民全体の関心が高まるような対策を講じることが課題です。

平成27年度県民意識調査結果（質問「秋田県の海岸には毎年のようにごみが漂着し、海岸を汚すなどの問題が発生していますが、このことを知っていますか。」）
（単位：％）

居住地域	県全体	鹿角	北秋田	山本	秋田	由利	仙北	平鹿	雄勝
知っている	72.2	61.9	59.8	77.9	75.8	82.1	71.1	64.0	63.8
知らない	26.2	36.5	37.4	20.9	23.0	16.0	25.9	34.3	36.2
無回答	1.7	1.6	2.7	1.2	1.2	1.9	3.0	1.7	0.0

○対策の内容

海岸漂着物等の現状を周知し、市街地のごみの減少を呼びかけるとともに、実際にクリーンアップを行う等の体験型イベントを実施するなど、海岸漂着物等に対する県民の意識醸成を図ります。
具体的には各種イベントやポスター・広報等各種媒体を活用した情報発信、民間団体と連携したごみ回収体験イベントの実施など。

各種イベントにおける
海岸漂着物等に関する情
報の発信



民間団体と連携したごみ
回収体験イベント



Ⅴ. 計画のフォローアップと事業評価

○計画のフォローアップ

①毎年度、回収・処理対策及び発生抑制対策・普及啓発の事業実施主体は、県へ事業の実施状況を報告します。



②県は事業実施主体からの報告を受け、事業評価目標値に対する事業の進捗状況を整理し、協議会へ報告するとともに、関係者と意見交換の上、必要に応じて計画の見直しについて協議会に提案します。

○事業評価

計画期間終了後、県は事業実績をとりまとめ、すみやかに目標達成状況の評価を行い、協議会に報告します。

○事業評価指標及び目標値

海岸漂着物等の回収・処理対策		海岸漂着物等の発生抑制対策・普及啓発	
指標	目標値	指標	目標値
各重点区域の回収・処理作業の達成率（計画期間中に作業実施した延長距離の当該区域全体の海岸延長距離に対する割合）	100%	計画期間最終年度における「海岸漂着物等」への県民認知度	80%以上

○計画の総合的な評価

計画期間終了後、協議会は総合的かつ効果的な推進の観点から計画全体について評価します。また、評価の結果は公表するものとします。